

# 美波町高等学校等通学定期購入費・宿舍使用料助成制度の申請はお済みですか？

## ○対象者

美波町に住所を有し、高等学校・特別支援学校高等部・高等専門学校・専修学校（高等課程に限る）・テクノスクール等に通学する者の保護者で美波町に住所を有する方。

※宿舍居住の通学者で宿舍に住民登録した者は、美波町に住所を有するものとみなします。

## ○助成金額

※他制度により同様の支援を受けている場合は、下記の金額から他制度による受給額（受給見込額を含む）を減じた額とします。

### ▶自宅居住の通学者

発着する最寄りの駅、停留所から学校までの年間通学定期購入費の2分の1以内とします。

※年間通学定期購入費：6ヶ月通学定期額×2の額

### ▶宿舍居住の通学者

徳島県立高等学校総合寄宿舍年間寮費から入寮費及び食事代を減じた額の2分の1以内とします。

### ▶年度途中から助成対象者となった方

助成対象となった月から学年末までの月数に応じた額とします。

## ○助成期間

義務教育修了に引き続く3年間を原則とします。

## ○手続きの流れ

- 1) 美波町教育委員会へ「美波町高等学校等通学定期購入費・宿舍使用料助成交付申請書」に在学証明書（学生証は不可）を添付して申請してください。
- 2) 申請内容の確認をします。
- 3) 助成決定後、交付決定通知書により申請者へ通知します。
- 4) 「美波町高等学校等通学定期購入費助成金請求書」、又は「美波町高等学校等宿舍使用料助成金請求書」に通学定期の購入又は宿舍使用料の納入を確認できる書面（定期のコピー等）を添付して美波町教育委員会に提出してください。
- 5) 助成金を交付します（助成対象者の指定口座に振込み）。

※振込通知書等は送付しません。通帳へのご記帳によりご確認ください。

### 【注意事項】

※年度ごとに申請書の提出が必要です。

※申請用紙等の書類は、美波町教育委員会、美波町役場（本庁・由岐支所）に置いてあります。美波町ホームページからダウンロードすることもできます。

※年度をまたいだ期間の定期を購入されている場合は、1ヶ月を30日として日割り計算により算出します。

※令和3年度分の請求は令和4年3月31日（木）をもって締め切ります。

【お問い合わせ】美波町教育委員会 ☎ 77 - 3620